

甲種防火管理新規講習会 受講案内

秋田県南地区防火管理講習運営委員会

この講習は、消防法施行令第3条第1項第1号の規定に基づく、甲種防火管理新規講習です。

1. 講習日時、場所

講習年月日	会場
令和元年10月3日(木)～4日(金)	【横手会場】 平鹿生涯学習センター (横手市平鹿町浅舞字覚町後 140)

講習時間は、午前10時から午後4時30分までです。

(受付は午前9時20分から9時50分までです。係員に受講票を提示してください。)

2. 受講対象者

防火対象物において、防火管理業務を行おうとする者で、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的、監督的な地位にある者及び防火管理業務の補佐をする者。

3. 受講手続

◎受講申込み期間

横手会場：令和元年8月5日(月)から9月6日(金)まで

※ 定員になり次第、締め切ります。(定員180名)

※ 申込書は最寄りの消防署・分署にあります。

※ 申込書に払込受付証明書と裏面に顔写真を貼付の上、最寄りの消防本部・消防署・分署へ提出してください。ただし横手市消防本部では、消防署・分署での受講申込みの受付はしておりませんので、消防本部へ提出してください。

※ 顔写真は本人確認のために必要ですので、鮮明な画像であれば、大きさは問いません。

◎受講料 4,500 円 (テキスト代など)

受講料は専用の振込用紙を使い、最寄りの郵便局・銀行からご送金ください。

(振込み手数料はご負担願います。)

振込用紙の一番右の「防火管理者講習受講申込書添付用」を受講申込書の所定の欄に糊付けしてください。

4. 受講科目

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| (1) 防火管理の重要性 | (6) 自衛消防の組織と活動 |
| (2) 防火管理制度の概要 | (7) 消防用設備等の維持管理と操作要領 |
| (3) 火気管理 | (8) 防火管理の進め方と消防計画 |
| (4) 消防用設備等の概要と点検の必要性 | (9) 効果測定 |
| (5) 点検体制の確立の必要性和日常点検の要点 | |

5. 注意事項

- 2日間全科目とも受講しないと資格は取得できません。また、遅刻、早退など欠講時間があっても資格は取得できません。
- 筆記用具、昼食は各自準備してください。
- 受講中の電話の取り次ぎはできません。
- 受講者の都合により受講できない場合、納入された受講料は返却しません。(テキストはお渡しします。)

※ 講習会場案内図が裏面にあります。

問い合わせ先	横手市消防本部予防課	TEL 0182-32-1218
	湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部予防課	TEL 0183-73-3168
	大曲仙北広域市町村圏組合消防本部予防課	TEL 0187-63-0316

講習会場案内図

